

公聴会に参加する者等の実費弁償に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成24年12月26日

瀬戸市長 増岡錦也

瀬戸市条例第28号

公聴会に参加する者等の実費弁償に関する条例の一部を改正する条例

公聴会に参加する者等の実費弁償に関する条例（昭和32年瀬戸市条例第8号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

| 改正後   | 改正前   |
|---|---|
| (定義)<br>第2条 前条の公聴会に参加した者等とは、次に掲げる者をいう。<br>(1) <u>法第74条の3第3項及び第100条第1項後段（法第287条の2第7項において準用する場合を含む。）並びに公職選挙法（昭和25年法律第100号）第212条第1項の規定により出頭した選挙人その他の関係人</u><br>(2) <u>法第115条の2第2項（法第109条第5項において準用する場合を含む。）の規定により出頭した参考人</u><br>(3及び4) <省略><br>(5) <u>法第115条の2第1項（法第109条第5項において準用する場合を含む。）の規定により公聴会に参加した者</u><br>(6) <省略> | (定義)<br>第2条 前条の公聴会に参加した者等とは、次に掲げる者をいう。<br>(1) 法第74条の3第3項及び第100条第1項並びに公職選挙法（昭和25年法律第100号）第212条第1項の規定により出頭した選挙人その他の関係人<br>(2) <u>法第109条第6項（第109条の2第5項及び第110条第5項において準用する場合を含む。）の規定により出頭した参考人</u><br>(3及び4) <省略><br>(5) <u>法第109条第5項（第109条の2第5項及び第110条第5項において準用する場合を含む。）の規定により公聴会に参加した者</u><br>(6) <省略> |

## 附 則

この条例は、地方自治法の一部を改正する法律（平成24年法律第72号）附則第1条ただし書に規定する規定の施行の日又はこの条例の公布の日のいずれか遅い日から施行する。